平成２８年（フ）第１６９４号
愛知県春日井市上条町１丁目39番地２　レオパレス春日井ステーション104号、従前の住所愛知県春日井市八事町３丁目76番地　グローリアスハイツ春日井905号
債務者　三宅　貴之
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　**廣**瀬　陽輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月28日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２７６号
金沢市福久町ヘ44番地３
債務者　玉井　哲也
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀧沢　明継
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７９３号
愛知県東海市富木島町新山田22番地の１　フルラージュ203号
債務者　竹内　賢司
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　　俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月７日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２９９号
愛知県刈谷市東刈谷町１丁目11番地７　グローリアスコート東刈谷駅前503号
債務者　**吉**田　　誠
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月７日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１９４４号
札幌市手稲区曙10条１丁目７番18号
債務者　鹿戸　絵里
1　決定年月日時　平成28年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野暁世史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４８１０号
大阪府枚方市長尾元町１丁目11番24号、前住所東京都目黒区下目黒２丁目２番２―214号パークキューブ目黒タワー
債務者　木村　正人
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　剛司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６９号
島根県出雲市大社町菱根484番地１
債務者　鎌田ヤチヨ
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久家　茉莉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月28日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第３０８号
愛知県岡崎市柱町字東荒子187番地３　サンシティ柱102
債務者　甲斐　光子（旧姓岩瀬）
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蜂須賀邦夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月14日午後２時５分
5　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第６０号
三重県多気郡明和町大字竹川217番地３
債務者　鈴木　一弘
1　決定年月日時　平成28年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　正洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
津地方裁判所松阪支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３２６号
愛知県知立市八ツ田町１丁目９番地１　グリーンガーデン201号
債務者　大友スサナこと　ＯＴＯＭＯ　ＳＵＳＡＮＡ　ＶＩＳＡＹＡ
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３７０９号
大阪府吹田市青山台３丁目18番10号
債務者　金子　剛士
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１５８号
大阪市淀川区塚本１丁目６番16号、前住所大阪府吹田市春日４丁目５番１―509号
債務者　二塚　　稔
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３２８号
大阪府交野市南星台３丁目３番12号
債務者　水谷　圭太
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３７４号
大阪市住之江区御崎６丁目４番１号　ＳＯハイツ　402号
債務者　矢野　里奈
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７０４号
大阪市東淀川区瑞光２丁目２番21号メゾン浜口　401号、前住所大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　土橋　秀人
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８７２号
大阪府豊中市北桜塚２丁目１番34―901号、前住所大阪府豊中市北桜塚４丁目５番26―302号
債務者　松井　裕子
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部